

6.1

米国でのフェアユースの解釈

吉村玲子（スミソニアン研究所フリーア美術館／
サックラー美術館主任司書）

1 はじめに

米国フェアユース条項は、1976年著作権法改正時に著作権法第107条に条文として盛り込まれた。¹ しかしこの条文化は、判例の確立した考え方を立法によって変更したものではなく、単に条文に盛り込んだものである。

フェアユースの定義は「批評、解説、ニュース報道、学問、研究を目的とする場合、著作権のある作品を許可なしで『限定』利用することを著作権法違反としない」とされている。この場合の「利用」は、簡単に言えば、引用したりコピーを作ったりの意味だが、実際には同条項にはこの「限定」利用に対する明確な解釈が存在していない。それゆえ以下に触れる内容は、フェアユース条項の解釈というより、明確な解釈が存在しない状況の中、米国でフェアユース条項がどのように適用されているかを具体的に説明するものである。

2 フェアユース条項の意図

フェアユース条項が盛り込まれた背景には、(1) 著者の独占的な権利が他の作者の創作の妨げにならないようにする、(2) 現存する作品が新しい作品創作の刺激となること、そして (3) 現存す

¹ 原文は U.S. Copyright Fair Use を参照 (<http://www.copyright.gov/fls/fl102.html>)。2009年7月26日アクセス。

る作品を生産的に利用することは科学、芸術、文学研究の向上を促進することに繋がる、の三つの信条があり、繁雑な利用許可取得のプロセスを免除することによって科学、芸術、文学分野における創造と向上を奨励することを目的としている。

また、著作物の利用がフェアユースと見なされるか否かについては、次の4要素を最低限の判断指針としている。

その第一は、利用目的が商業性を有するか、非営利の教育が目的かなどの「利用の目的と性格」である。例えば定義からすると、教育、研究が目的である場合はフェアユース条項が適用できることになっているが、教育出版などは教育が目的であってもそれが商業ベースの場合はフェアユース条項適用の対象外となる。

第二の要素は「著作権のある著作物の性質」である。利用しようとしている作品の内容がニュースや統計のような事実に基づいたものか、作者のユニークなアイデアか、などが問われる。

第三の要素は「利用する部分の量および重要性と利用する作品全体との関係」である。今回のテーマである画像に関して言えば、画像は全体を見せなければ意味をなさないケースが多いので、画像利用にフェアユース条項を適用する際の量の解釈がとても難しいとされている。

また簡単に言えば適用する部分の量が少ない方がいいのは明らかだが、例えばある解説者は、ベートーベンの交響曲第4番のトレードマークであるたった四つの音からなる主題を採用して新たに曲を作った場合、そのフレーズが新曲の基盤（主題）になってしまうと、たとえ四つの音の採用でも、（もしベートーベンの交響曲第4番に著作権が存在すれば）その利用はフェアユース条項適用違反としている。単に量が少なければ良いと言う訳ではなく、採用部分が新しい作品の中でどういう位置を占めるか、その「重要性」も考慮に入れなければならない。

最後の第四の要素は「著作権のある著作物を利用することが、その著作にとっての潜在市場とその著作の市場価値の双方あるいは

その一方に及ぼす影響」で、著作権のある作品を利用したことが、その作品の市場価値にどのような結果をもたらすかが問われる。

米国著作権法フェアユース条項が適用可能とされるもう少し具体的な例を述べてみると、(1) レビューや論評中の説明、コメントを目的として抜粋を引用する、(2) 学術または技術論文中で、著者の見解を説明し明らかにすることを目的として短い文章を引用する、(3) パロディーの内容に応用する、(4) 演説や記事の要約中に短い引用文を使う、(5) 報道、ニュース・レポートの中で利用する、(6) 図書館の本などの欠落したページを補うために複写する、(7) 教師や学生が授業内容を説明する目的で少量の資料を複写する、(8) 立法措置または訴訟手続きに関するレポート等の複写、(9) ニュース報道場面でまたは報道中に偶発的に被写体になってしまったもの、などが挙げられている。しかし、これらの具体例も先述の要素基準も、著作物の無断利用がフェアユース条項適用可能とされる場合の要件を大まかに規定しているのみである。私的使用のためであれば良いとか、何枚まではコピーして良いなどの具体的な説明はなく、「短い文章」「少量の資料」「内容に応用する」などの抽象的で曖昧な判断指針として示されているので、実際の状況に合わせて適正な判断を下すことは大変、難しくなる。それで最終的には、フェアユース条項適用可能と見なされるか否かは個々のケースについて判断することになる。

3 フェアユース条項適用のガイドライン

現行のフェアユース条項の曖昧さに対処するために、各大学や研究機関、学術機関では独自のガイドラインを作成している。その代表的な例が1998年に開催された“The Conference on Fair Use”会議の結果をレポートにした“*Guidelines for Classroom Copying in Not- For-Profit Educational Institutions with Respect to Books and*

Periodicals” で、通常 CONFU Report と呼ばれている。²

しかし現在の段階では、どのガイドラインも法的に認められたものでない。その理由は、フェアユース条項適用可能とするにはその利用する部分の量だけではなく、新作品の性質や新作品中での適用部分の役割、利用したことが利用された著作の存在にどのような影響を与えるか等、多様の条件を考慮しなければならず、ほとんどの場合、数量や簡単な例で示すことのできるような白黒のはっきりしたガイドラインではカバーできないことにある。

現存するガイドラインから幾つかの例を紹介すると、以下のとおりである。(1) 営利の教育機関で対面教授に使われる資料に使うための複製はしてよい、(2) 同じ作品を 3 回以上コピーしてはいけない、(3) 同じ作品を繰り返してその後の授業に使用してはいけない、(4) 最新情報など、利用許可を待っている間に情報の価値が失われる場合は無断で利用してよい、(5) 利用するときには著作権の所在を明らかにする、などである。

量的なガイドラインの具体例では、(1) 散文の引用は 1000 語、または全体の 10% まで、(2) 詩の引用は 250 語まで、(3) 挿絵は書籍または雑誌一冊につき 1 件、(4) 同じアーティストのものなら 5 作品まで、(5) 音楽作品の場合は全体の 10% または 30 秒まで、(6) 動画の場合は全体の 10% または 3 分まで、などが挙げられる。しかし既に述べたように、このような量的なガイドラインに従ったとしても、使い方によってはフェアユース条項違反になることはあり得る。

以上のようにフェアユース条項のさまざまな解釈が存在する中、どのガイドラインにも一貫して提唱されている点は「作品の著作権や所有者を明確に提示する」である。そのことを書き添えておく。

² *The Conference on Fair Use: Final Report to the Commissioner of the Conclusion of the Conference of Fair Use (Working Group on Intellectual Property Rights of the Information Infrastructure Task Force, Nov. 1998)*

デジタル画像の利用に対してもフェアユース条項の適用が可能だが、デジタル画像の場合はデジタル化されているということで既に一度加工されており、それ以前の状況が一見ただけでは分からない。そのためあるガイドラインは、デジタル化された画像がオリジナルを写したものか、印刷物の写真からスキャンされたものか、複数の画像を組み合わせたものか、どのような編集を加えたのかが分からないことが多いことと、さらにどの段階でどのような利用規制が課せられていたのがわからないため、「誰がその画像の著作権を持っているかを表示する」ことが困難になるとしている。

一方、図書館もしくはアーカイブズにおけるフェアユース条項の基準は第 108 条に準則として示されている。図書館やアーカイブズが資料を複製することを許されている主な条件を挙げてみると、

(1) 配布するコピーが直接的もしくは間接的に商業利益を目的としていない、(2) 図書館のコレクションが一般公開されている、または当該図書館の母体機関所属の研究者だけでなく他の研究者も利用が可能である、(3) 配布するコピーに著作権表示を入れるか、その作品が著作権法によって守られていることを表示する、(4) 自館の蔵書が破損・紛失したため、または保存を目的として複製を作成する場合は、妥当な市場調査の結果、その作品の未使用のものを適切な値段で購入できないことを証明する必要がある、(5) 自館の蔵書のデジタル化する場合は同様のデジタル版が他所で入手もしくは閲覧できないことが条件である、(6) ILL (相互貸借) が目的で複写する場合は著作権のある作品の複写に関するフェアユース条項のリミットに対する認識を利用者に促す義務を含む。

最後の点は、複写コピーが利用者の手に渡った後、それがどのように利用されるかは図書館にはわからない。しかし少なくとも図書館はフェアユース条項の範囲を利用者が理解するよう努力しなければならないとするものである。

4 教育現場での実践

以上のように、米国のフェアユース条項は曖昧でその解釈が困難であるにもかかわらず、アメリカの授業や教育を目的とした公開講演などではなくてはならない条項となっている。そして大学機関等の教育の現場では独自のガイドラインを作成するなどして、フェアユース条項を正しく理解する姿勢を示している。

他方、利用者の良心に任せているような曖昧さがあるゆえにその乱用を防ぐための努力もしている。例えば、(1) その利用がフェアユース条項適用の対象になるかどうか不確かな場合には正規の利用許諾手続きを取る、(2) クラスの読書課題は図書館などにコピーを一部か二部用意しておき、館内限定で学生に使わせる— 北米の大学図書館では「リザーヴ」カウンターがあり、各教授が自分の教えているクラスの宿題の読書課題や参考資料のコピーを備え置き、学生はそこで閲覧するシステムがある。今は、それをデジタル・リザーヴで行うところが増えている、(3) インターネットからの資料を紹介する時には印刷物配布を避け、ウェブアドレスのみを学生に提供する、(4) 遠隔授業などに利用する場合はそのアクセスをパスワード制とし、受講生のみが資料を使えるようにする— インターネットを利用した遠隔事業の教材として利用する場合だが、そのアクセスをパスワード制にすることによって、その資料が不特定多数の人たちに利用されることを防ぐことができる、(5) 授業終了後、教材に利用したコピーを回収する— 例えば、合奏のクラスで配布したパート譜を回収して、再コピーされることを防ぐなど、(6) クラスで著作権についての情報を提供し、著作権のある作品を複写利用する時のフェアユース条項適用範囲に対する認識を促す— クラスだけではなく、多くの図書館では図書館の複写機のそばに著作権に関する情報を掲示している、(7) 配布資料に著作権表示を入れる— アーカイブズでは、複写配布するコピー一枚一枚に著作権表示のスタンプを押しているところが少なくない。

なお、米国に隣接するカナダには、米国フェアユース条項に相当するフェアディーリング規定（fair dealing）がある。但しカナダのフェアディーリング規定は、米国のフェアユース条項に比べより制限的であると言われている。例えば、カナダ・フェアディーリング規定には、特別の場合を除いて利用目的として「教育」は含まれておらず、授業の教材として無許可でビデオや映画を上映すること、著作権のある資料のコピーを配布すること等を許可していない。

5 まとめ

米国の教育現場では、フェアユース条項なくしては効果的な授業ができないほど同条項の恩恵を受けている。しかし既に述べたとおり、現行のフェアユース条項の内容は概念的な判断指針で具体的なガイドラインが示されておらず、正確にフェアユース条項適用になるか否かは個々のケースについて判断するとされている。

その曖昧さに対処するために、大学や研究機関、学術機関は独自のガイドラインを作成して対処している。そして図書館に資料のリザーヴ・カウンターを設けて無駄なコピーが氾濫するのを防ぐ、利用者に著作権に対する認識を促す、利用する作品の著作権を明確に提示することを義務付ける等、フェアユース条項の乱用を防ぐ努力を実施している。